



# 島根県報

平成26年6月27日（金）  
号外第92号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (企業立地課) 2

### 【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示 (企業立地課) 2

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正 (中小企業課) 5

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正 ( " ) 5

島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正 ( " ) 5

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第56号）

## 1 規則の概要

- (1) 企業の立地に対する助成等の対象となる業種から、自然科学研究所及び新産業創出プロジェクト関連業種を除くこととした。（第2条関係）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成26年7月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第56号**

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号並びに第3条第5号及び第6号を削る。

第8条第2項第1号中「及び第5号」を削り、同項第2号中「から第4号まで」を「及び第3号」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。

**告 示****島根県告示第390号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定め、平成26年7月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成26年島根県告示第231号）は、廃止する。

平成26年6月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

## 2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

## 3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であって、次に掲げる場合に依りて次に定める要件を備えたもの

- (1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1号に掲げる場合 増加固定資本額（規則第3条第1号ア又は第1号の2アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。）に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合若しくは認定企業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。）が賃貸借取引に準ずる会計処理を行った場合にあっては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。）に係る経費の総額をいう。以下同じ。）が1億円以上であって、増加常用従業員（申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い増加させた雇用期間の定めのない従業員（規則第3条第2号に掲げる場合にあっては、雇用期間の定めがある者で実質的に雇用期間の定めのない従業員に準ずると認められるもの（以下「契約社員」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員（同条第2項の規定により導入されたとみなされる継続雇用制度により雇用される従業員を含む。）で知事が認めるものの数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。
- (2) 規則第3条第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が5,000万円以上であって、増加常用従業員数が5人以上であること（増加固定資本額が1億円以上であり、又は、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。）。
- (3) 規則第3条第2号に掲げる場合 増加常用従業員数が10人以上であること。
- (4) 規則第3条第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。
- (5) 規則第3条第4号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。

## 4 助成金の交付の対象及び交付の額

## (1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

## (2) 交付の額

次に掲げる額の合計額（規則第2条第2号オのコールセンター業（隠岐郡に立地するものを除く。）にあってはアに掲げる額、規則第3条第3号又は第4号に該当する場合にあってはイに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額（規則第3条第2号に該当する場合にあっては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に限る。）に、別表第1の左欄に掲げる立地の区分に応じ同表の右欄に掲げる助成率に別表第2の立地の区分欄、業種欄及び要件欄に応じ同表の加算する助成率欄に掲げる助成率を加えた率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の左欄に掲げる立地の区分に該当する場合は、同表右欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額）

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に100万円（規則第2条第2号において増加常用従業員が契約社員である場合は、50万円）を乗じて得た額（以下「増加常用従業員数を基礎として算定した額」という。）。ただし、次に掲げる場合にあっては、当該区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 増加常用従業員数を基礎として算定した額が3億円を超える場合（交付の対象となる者が(イ)に該当する場合を除く。） 3億円

(4) 規則第2条第2号オのコールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、増加常用従業員数を基礎

として算定した額が3,000万円を超える場合 3,000万円

#### 5 助成金の支払

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

#### 6 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。
- (2) 助成金の交付後5年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したと（企業の責に帰すべき事情によらない場合を除く。）。

#### 別表第1

| 立地の区分  | 助成率     |
|--|---------|
| 1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）（以下「県外新規立地」という。）   | 15パーセント |
| 2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定するものをいう。）をいう。以下同じ。）内に新たに用地を取得（過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。）して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（以下「みなし新規立地」という。） | 15パーセント |
| 3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（みなし新規立地の場合を除く。以下「県内増設」という。）  | 10パーセント |
| 4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合（以下「償却資産の増」という。）  | 10パーセント |

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに定める施設をいう。

ア 規則第2条第1号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第2号又は第3号に掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

#### 別表第2

| 立地の区分                | 業種               | 要件  | 加算する助成率               |
|----------------------|------------------|---|-----------------------|
| 1 県外新規立地又はみなし新規立地の場合 | 1 規則第2条第1号に掲げる業種 | 特に産業の高度化に資すると認められる企業  | 5パーセント                |
|                      |                  | 地域経済への貢献が顕著であると認められる企業  | 2パーセント、4パーセント又は5パーセント |
|                      |                  | 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）に所在する企業 | 5パーセント                |
|                      | 2 規則第2条第2号に掲げる業種 | 特に産業の高度化に資すると認められる企業  | 5パーセント                |
|                      |                  | 地域経済への貢献が顕著であると認められる企業  | 5パーセント                |
|                      |                  | 過疎地域に所在する企業   | 5パーセント                |

|                   |                       |  |        |
|-------------------|-----------------------|--|--------|
| 2 県内増設又は償却資産の増の場合 | 1 規則第2条第1号及び第2号に掲げる業種 | 以下の要件を全て満たす企業<br>(1) 過疎地域に所在する企業<br>(2) 県外新規立地又はみなし新規立地の計画認定を受けた企業<br>(3) (2)の認定を受けた日から10年以内に県内増設又は償却資産の増により申請書を提出する企業 | 5パーセント |
|-------------------|-----------------------|--|--------|

備考 複数の要件に該当する場合は、合算した助成率を加算する（最高15パーセントを加算）。

### 別表第3

| 立地の区分   | 上限額の加算 |
|---|--------|
| 1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの                 | 3億円    |
| 2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの | 2億円    |

### 島根県告示第391号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号中「から第4号まで」を「及び第3号」に改める。

#### 附 則

- この告示は、平成26年7月1日から施行する。
- この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成26年7月1日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）に関する融資について適用し、同日前に申請された認定計画に関する融資については、なお従前の例による。

### 島根県告示第392号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第917号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第5号ケを削る。

#### 附 則

- この告示は、平成26年7月1日から施行する。
- この告示による改正後の島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の規定は、平成26年7月1日以後の申請に係る融資について適用し、同日前の申請に係る融資については、なお従前の例による。

### 島根県告示第393号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成26年 6 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第3号ケを削る。

**附 則**

- 1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成26年7月1日以後の申請に係る融資について適用し、同日前の申請に係る融資については、なお従前の例による。